

名古屋市告示第6号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年 1月 9日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 はり・きゅう

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
おぎ訪問鍼灸院	名古屋市中区丸の内二丁目 9番 5号	令和 6年11月 1日
尾崎 翔太		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課